

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第 6 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「準じる」を「準ずる」に改める。

第6条第1項中「これに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により」を「その者の非違によることなく勸奨を受けて」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。